

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 広木折原線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
大里郡寄居町大字末野字四反田二四五〇番一地先か ら 同郡同町大字末野字西上ノ台五三四番二地先まで		区 間
五・八〇〇五四・五五	五・〇七〇二二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
一，二四八・〇〇		延 長 (メートル)
道路改良事業のため		備 考